

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>換地処分を伴う土地改良事業においては、離農・経営規模縮小を指向する農業者の土地を原資として集積・整備された優良農地を事業実施地区内の意欲ある多様な農業者へ取得させること（増歩換地）が可能である。</p> <p>一方、農業労働力の高齢化や農業後継者不足により、事業実施地区内の農業者への増歩換地だけでは調整できない場合、集積・整備された優良農地を事業実施地区外において地域農業の中心となる農業者へ広く取得させること（創設農用地換地）により、換地処分の円滑な実施が図られ、農地集積の推進と農地の有効利用が可能となる。</p> <p>また、東日本大震災の津波被災地域において、6次産業化等を通じた地域農業の再構築のため、農地復旧と併せて農地を大区画化する場合において、企業等を含めた事業実施地区外の農業者が優良農地を取得することができる創設農用地換地制度の活用が見込まれるものである。</p> <p>本特例措置は、このように換地処分により創設された農地を事業実施地区外の農業者が取得する場合において適用対象としている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>換地処分を伴う土地改良事業により生み出された農地を、事業実施地区外の農業者が直接取得する場合に係る不動産取得税の課税標準額から1/3相当額を控除する。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第13項		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (▲0.01) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積の推進 （「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」平成23年10月25日 食と農林漁業の再生推進本部決定）</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>土地利用型農業については、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指し、ほ場の大区画化を進め、農地集積を促進する必要があることから、新たな区画に対応した権利を確定させる換地処分を促進するための課税上の特例である本措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	政策の達成目標	地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年 3 月 31 日までの適用期限の延長
	同上の期間中の達成目標	換地処分は農地の集団化その他農業構造の改善のため地区全体で一括して実施されるものであり、本措置の適用による対象地区全体の換地処分の円滑な実施により、ほ場の大区画化と農地の利用集積を促進し、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。
政策目標の達成状況	本特例措置が創設された平成 14 年度から平成 22 年度までに、約 5,000 換地区（面積約 20 万 ha）で換地処分が実施され、区画の拡大（1 団地当たり面積が約 2 倍に増加）により農地の利用集積が促進された。（5 換地区（面積約 200ha）において、8 名の事業実施地区外の農業者が創設農用地換地（約 4 ha）を取得し、当該取得者の経営面積は約 1.2 倍に増加した。）	
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者数：8 名（H14～22） ・適用事業者の範囲：効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>農業労働力の高齢化や農業後継者不足により、必ずしも事業実施地区内だけで換地による農地の取得者の調整ができない場合があり、この場合は事業実施地区外の農業者による農地取得を考慮した換地計画を策定する必要がある。</p> <p>本措置の適用により、企業等の事業実施地区外の農業者による農地の取得が促され、換地処分の円滑な実施による農地集積の推進と農地の有効利用が図られるとともに、企業等の農業者の参入により雇用の創出や地域の活性化を図ろうとする地域の実情に応じた換地処分が可能となる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、地域の中心となる経営体への農地集積の推進のため、地域の実情に応じた換地処分の円滑な実施に資するものであり、農地の取得費用に係る税負担の軽減に限定していることから、政策目的達成手段としての確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>また、事業実施地区外の農業者を換地による農地取得の対象とすることにより、換地計画策定に係る調整の選択肢が広がることで、地域の実情に応じた換地処分の円滑な実施が図られることから、事業実施地区外の農業者へ優良農地の取得を促す本措置は妥当なものである。</p> <p>仮に本措置が廃止されると、事業実施地区外の農業者が農地を取得する場合、取得代金に加え、不動産取得税の負担が増高することで、農地の取得意欲が損なわれることから、地域の中心となる経営体への農地集積に支障を来す恐れがある。</p>
ページ	13-2	

税負担軽減措置等の 適用実績	適用実績					
	区分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
	件数	3	0	0	0	0
	減税額 (百万円)	0.05	0	0	0	0
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	本措置の適用により、事業実施地区外の農業者による農地の取得を促すこととなり、これにより、政策目的である地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積が促進される。					
前回要望時の 達成目標	-					
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	-					
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年に恒久措置として創設 ・平成 23 年度税制見直しにより、適用期限を設定（平成 25 年 3 月 31 日まで） 					
ページ	13-3					